

12
DECEMBER 2011

くらしのミニ知識

困っていませんか? マンションのしつこい勧誘電話



平成23年10月1日から、次の禁止事項が明文化された「宅地建物取引業法施行規則」の一部改正が施行されました。

- 勧誘に先立って名称、担当者名、勧誘目的である旨を告げずに勧誘を行うこと
- 契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、勧誘を継続すること
- 迷惑を覚えさせるような時間の電話又は訪問による勧誘を行うこと

購入の意思がない場合は、手短な言葉（「必要ありません」など）で、冷静に毅然と断りましょう。断ったにもかかわらず、再度勧誘の電話があった場合は、**相手の電話番号、会社名(免許番号)、担当者名**を先に聞き出して記録し、相手方が免許を付与された宅地建物取引業者の場合は、次のところに連絡をしてください。——県庁建設部建築指導課 ☎026-235-7331

※法改正の詳細は次の国土交通省のホームページをご覧ください。http://www.mlit.go.jp/about/oshirase_index.html

ご案内

多重債務者 無料相談会

県内5か所の県消費生活センターにおいて、弁護士・司法書士による多重債務者のための無料相談会を開催します。

日時：平成23年12月9日(金) 10:00～17:00

相談は予約制です。事前に最寄りの消費生活センター（1面参照）に電話で予約をお願いします。（**予約受付開始 11月21日(月)から**）

*なお、県消費生活センターでは常時多重債務者の相談を受け付けています。

若者 トラブル110番

社会経験の少ない若者をターゲットにした悪質商法が後を絶たないことから、県内5か所の県消費生活センター（1面参照）において「若者トラブル110番」を実施します。

日時：平成24年1月26日(木)、27日(金) 8:30～17:00

（**おかげや 10:00～18:00**）

*この日時のほかにも、常時相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

消費生活 出前講座

職員が地域や消費者・高齢者の集まり、高等学校や社員研修などの場にお伺いして、悪質商法の手口や対処方法などをご説明させていただきます。お申込みは、まずはお電話で各消費生活センターへご連絡ください。

編集・発行 長野県企画部 消費生活室 〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1
E-mail shohi@pref.nagano.lg.jp TEL026-223-6770 FAX026-223-6771

くらし得情報はインターネットでもご覧いただけます。また、県では「消費生活情報メールマガジン」も配信しています。詳しくは県消費生活情報ホームページをご覧ください。
● <http://www.nagano-shohi.net/>



回覧 ながのけん

くらし得情報

MARUTOKU

- ストーブの取扱いにご注意ください!1
- 絶対に手を出さない!あやしい儲け話2,3
- くらしのミニ知識 他4

ご注意ください! ストーブの取扱い

今年の冬は、節電への取り組みということで、石油ファンヒーターやエアコンから電気を使わない石油ストーブへ変更しようとお考えの方も多いと思います。以前は暖房器具の主流でした石油ストーブですが、最近はあまり使用しなくなっていますので、改めて注意点をお知らせします。



- ストーブの上やその付近に洗濯物は干さない。
- ストーブの周囲に紙類等の可燃物を置かない。
- 就寝時には必ず消火する。
- 給油は消火を確認してから行う。また、カートリッジ式タンクの場合はふたが確実に締まっているか確認する。

この他にも取扱説明書の注意書きをよく読んで使用するようお願いします。また、換気にも常に注意をお願いします。

『困った』『どうしよう』など消費者トラブルでお困りのときは、
消費生活センターにご相談ください

長野消費生活センター ☎026-223-6777 FAX:026-223-6771
(長野市大字中御所字岡田98-1 県長野保健福祉事務所庁舎1階)

松本消費生活センター ☎0263-35-1556 FAX:0263-35-0949
(松本市中央1-23-1 松本商工会館内)

消費生活センターおかげや ☎0266-23-8260 FAX:0266-23-8248
(岡谷市中央町1-1-1 ララオカヤ1階)

飯田消費生活センター ☎0265-24-8058 FAX:0265-21-1703
(飯田市追手町2-641-47 飯田市美術博物館隣)

上田消費生活センター ☎0268-27-8517 FAX:0268-25-0998
(上田市材木町1-2-6 県上田合同庁舎6階)

絶対に手を出さない! あやしい儲け話

未公開株や社債などを「絶対に儲かる」と勧誘され、お金を支払ったことによるトラブルの相談が多く寄せられています。「絶対に儲かる」などと勧める安易な儲け話はきっぱりと断ることが重要です。

特に高齢者で、過去に未公開株や社債のほかに、商品デリバティブ取引、ファンド、外国通貨購入などによる投資被害にあった消費者がねらわれています。

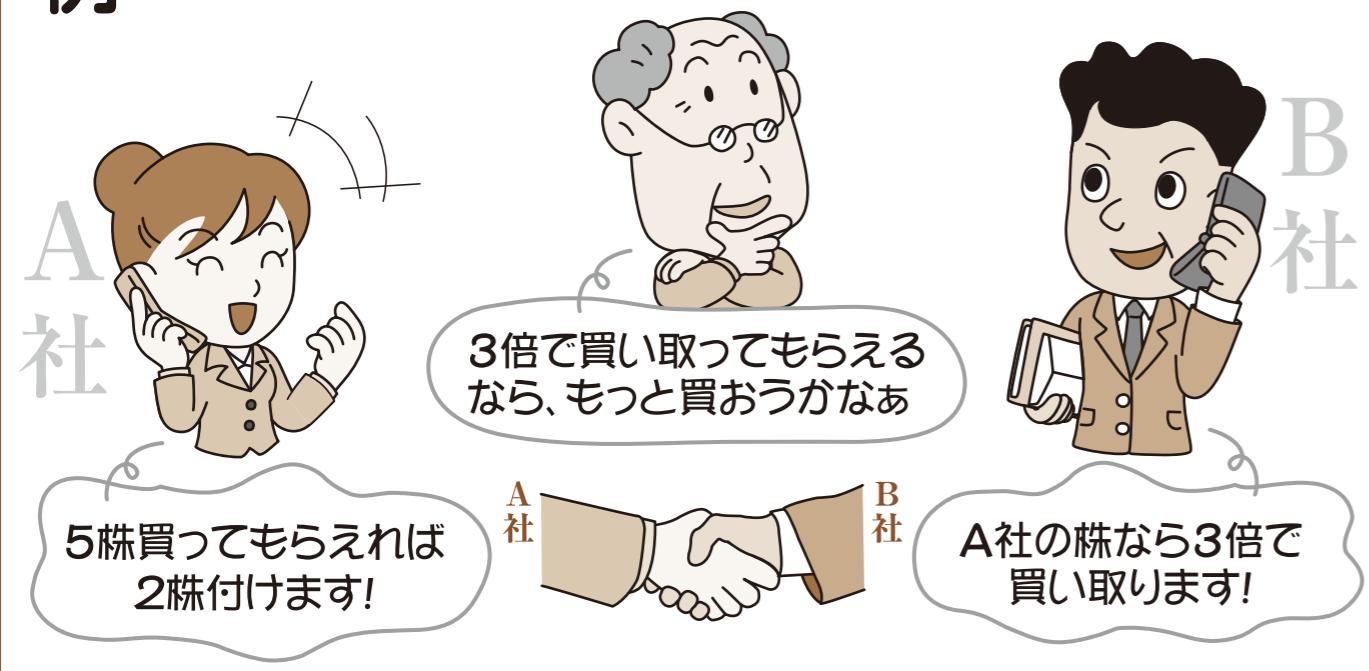
手口は、購入を勧める業者とは別の業者が「高値で買い取る」と勧誘し、消費者の投資欲をあおる「劇場型」と言われる手口が増えています。**一度支払ってしまったお金を取り戻すことは非常に難しい**ので、あわてて支払わず、まずは家族などの身近な人や消費生活センターに相談してください。

もしお金を支払ってしまった場合には、すぐに警察や金融機関に連絡をし、振り込んだ預金口座の取引の停止を求めてください。

相談事例

A社から未公開株を勧めるパンフレットが郵送された後、B社から「A社の未公開株は、パンフレットが送られた人しか購入できない」「代わりに購入してくれれば3倍で買い取る」と言われ、すぐにA社に連絡して1株購入した。その後、A社からは「5株購入すれば、もう2株付ける」、B社からは「何口でも買い取るので購入しておくように」と電話があり、結局、9株を追加購入した。

B社と買い取りの日の約束をしていたが、その当日になってB社から「都合が悪くなつた」と連絡があり、結局は買い取ってもらえなかった。



以下の8項目にひとつでも該当する場合は、詐欺的商法の可能性が高いので、取引を見合わせることをおすすめします。

ひとつでも思い当たったら…

- まったく聞いたことのない業者から勧誘されている。(証券会社としての登録も確認できない。)
- 買取業者、アドバイザーなどを名乗る業者から「買い取ります」などの勧誘を受けている。
- 以前、未公開株を購入したことがあるが、今回は、その時購入した業者とは別の業者から勧誘されている。

- 業者は「上場時期や上場市場が決定している」と説明するだけで、主幹事証券会社や監査法人を教えない。

- 買取業者から、「買取単位(または取引単位)まで買い増してください」と言われている。

- 業者が、「金融庁などの公的機関から、認可、許可、委託、指示などを受けていいる」と説明している。

出典：金融庁作成「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」

- 被害者救済をうたい購入を勧める手口もありますので気をつけてください。
- 未公開株や社債の他にも、次のようなものが投資勧誘の対象になっていますので、少しでも不審に感じたら、すぐに消費生活センターなどに相談してください。
 - ・水源地の権利
 - ・医療機関債
 - ・有料老人ホームの利用権
 - ・外国通貨
 - ・永代供養の権利
 - ・CO₂排出権取引